

南房総市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、南房総市総合戦略及びU I J ターンによる起業・就業者創出計画に基づき、市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消のため、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、南房総市補助金等交付規則(平成18年南房総市規則第45号)に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設されたインターネットサイトをいう。
- (4) 起業支援金 公益財団法人千葉県産業振興センターが地域課題解決型起業支援事業により交付する補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (6) 転入 本市へ住居を移し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている者となることをいう。
- (7) 転出 本市から住居を移し、又は、本市の住民基本台帳に登録されていない者となることをいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、次の第1号の要件に該当し、かつ、第2号又は第3号の要件に該当し、2人以上の世帯の申請の場合にあっては、それらに加え、第4号の要件に該当する者とする。

- (1) 次のア、イ及びウのいずれにも該当すること。
 - ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれかに該当すること。
 - (ア) 転入の直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
 - (イ) 転入の直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、転入の3箇月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区へ通勤して

いたこと（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、転入までの間に、他の企業等で雇用保険の被保険者として雇用されていた場合を除く。ただし、東京23区又は千葉県内の条件不利地域の企業等で雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、この限りでない。）。

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。

- (ア) 平成31年4月5日以後に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。
- (ウ) 移住支援金の申請日から5年以上継続して市に居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。
- (イ) 次のいずれかに該当する行為（b又はcに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。
 - a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - c 千葉県及び市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- (ウ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (エ) 日本人であること、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (オ) 南房総市住宅取得奨励金交付要綱（平成21年南房総市告示第32号）別表F欄による交付決定を受けていないこと。

- (カ) 申請者及び申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去に移住支援金の支給を受けていないこと。
 - (キ) 市区町村民税等を滞納していないこと。
 - (ク) その他市長が移住支援金の対象者として不相当と認めた者でないこと。
- (2) 次に掲げる就職に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載されている求人であること。
 - ウ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。
 - オ イの求人への応募日が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。
 - カ 当該法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) 移住支援金の申請日までの1年以内に、起業支援金の交付決定を受けていること。
- (4) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元で同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月5日以後転入をしたこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時に転入後3箇月以上1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも第1号ウの(ア)から(ウ)まで並びに(オ)及び(カ)の全てに該当すること。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身世帯の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添え、当該年度の2月末日(当該日が休

日である場合には、休日の翌日)までに、市長に提出しなければならない。

(1) 全員が提出する書類

- ア 本人確認書類 (写真付き身分証明書等の提示により本人確認できる書類)
- イ 移住元の住民票の除票の写し (移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類)
- ウ 前年度分の市区町村民税等に滞納がないことを証する書類

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類

- ア 東京23区で就業していた企業等の就業証明書 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類

- ア 開業届出済証明書等 (移住元での勤務地を確認できる書類)
- イ 個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

(4) 第3条第2号の就職に関する要件に該当する申請者は、就業先企業等の就業証明書 (別記第2号様式) (雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(5) 第3条第3号の起業支援金の交付決定を受けている者は、起業支援金交付決定通知書

(6) 第3条第4号の2人以上の世帯の申請の場合は、移住元の住民票の除票の写し (申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書 (別記第3号様式) により、当該提出を行った者に通知するものとする。ただし、審査の結果移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由により当該年度における移住支援金を交付しない場合には、不交付決定通知書 (別記第4号様式) により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者 (以下「交付決定者」という。) に対しては、申請から3箇月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定者は、移住支援金の交付決定通知書を受領後、紛失等の理由により再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願 (別記第5号様式。この条において「再交付願」という。) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する再交付願を受理し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（再交付）（別記第6号様式）を、当該交付決定者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、U I Jターンによる起業・就業者創出事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 次のいずれかに該当する場合 移住支援金の全額

ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に転出をしたとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出をした場合 移住支援金の半額

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。